

安全・安心なまちづくりに関連する条例比較表

	条例名(略称)	目的	条項	主な規制内容(又は罰則の対象となる違反行為)	対象者		罰則		
					県民	事業者	罰金(科料)	過料	公表等
1	青少年愛護条例	青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害する行為から青少年を保護する	1 2	有害図書類及び有害玩具類等の青少年への販売等の禁止		●	● (30)		
			24-3	携帯電話事業者等のフィルタリングサービス説明義務		●			●
			21-3	児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止	●		● (30)		
			2 1	みだらな性行為等の禁止	●		●(100)懲役		
2	薬物濫用防止条例	県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図る	1 0	危険薬物の身体使用の禁止(警告のうえ)	●			● (5)	●
			1 1	危険薬物の販売等の手続き(名称、用途、製造者の容器への記載)、危険薬物を身体にみだりに使用することを助長する広告の禁止(警告、命令のうえ)		●	● (50)		●
			1 4	知事監視危険薬物の販売等の手続き(購入者の氏名・年齢等の確認と説明書の交付、購入者からの氏名・住所等記入した誓約書の提出受理)(警告・命令のうえ)		●	● (50)		●
			1 5	知事監視店販売者以外の者(県外事業者等)から危険薬物を購入した者の手続き(氏名・誓約書・購入先等の知事への届出)	●				●警告
			2 0	立入調査への対応拒否	●	●	● (20)		
3	動物愛護条例	県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与する	6	動物に苦痛を与えないよう注意するとともに、人の生命等に害を加え、近隣に迷惑をかけないように適正に飼養・保管するよう努める義務	●	●		罰則なし	
			1 2	飼い犬が人の生命等に害を与えないように鎖等でつないでおく義務	●	●	● (10)		
			2 5	実験動物の飼養又は保管の届出義務	●	●	● (20)		
			3 5	報告徴収、立ち入り検査等への対応拒否	●	●	● (10,20)		
4	受動喫煙防止条例	受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図る	1 4	受動喫煙防止区域での喫煙の禁止(命令のうえ)	●			● (2)	
			9	受動喫煙防止区域設定、喫煙器具設置の禁止(勧告・公表・命令のうえ)		●		● (5)	
			2 1	立入検査等への対応拒否				● (5)	
5	自転車条例	歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する	1 1	自転車の適正な利用(前照灯の点灯、反射器材等)	●				
			1 3	自転車損害賠償保険等の加入義務	●				
			1 4	販売時等の自動車損害賠償保険等の加入の確認義務		●			罰則なし
6	客引き防止条例	安心して公共の場所を通行し又は利用できるようにするため、客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることにより安心して快適な地域社会の実現に寄与する	6	拒絶の意思を表示している者への客引き行為等の禁止		●			
			8	客引き禁止区域での客引き行為等(指導・勧告・命令のうえ) ※刑を科すべきときをのぞく		●		● (5)	
			1 0	立ち入り調査への拒否		●		● (5)	
7	子どもを性犯罪から守る条例(大阪)	子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現をめざす	8	13歳未満の者を威迫する行為等の禁止	●		●(30)拘留		
			1 2	特定犯罪者で刑期満了日から5年経過しない者の住所等の届出義務				● (5)	
8	白山遭難防止条例(石川県)	登山者による事前準備の徹底を促すこと等により、遭難の防止を図る	5	登山者の登山計画作成、安全行動の義務	●				
			6	登山の届出義務	●			● (5)	
9	滋賀県琵琶湖等水上安全条例	水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的	1 0	事故の報告義務	●		● (20)		

10	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保する	18	ポイ捨て等の禁止（命令のうえ）	●	●(10)		
11	熊本県暴走行為の防止に関する条例	暴走行為防止対策の総合的な推進を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保する	10	急加速、急制動等不安を覚えさせる行為の禁止	●	●(10)		
			11	暴走行為を行っている者に対するあおり行為	●	●(10)		
12	恩納村海岸管理条例（宮古島市海岸管理条例も同様）	海岸の秩序ある利用を図り、豊かな自然環境を保全し、もって公衆の福祉に寄与することを目的	7	もり、やす、水中銃等を所持して立ち入る行為等の禁止	●		●(5)	
			8	広告類を掲示し、又は配布する行為	●		●(5)	
13	福井県立ヘリポート条例(福井県)		4	使用時の届け出義務	●		●(5)	
14	神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	市民等の快適で安全な生活， 来訪， 滞在等を確保することを目的	6	ポイ捨ての禁止	●	●(2)		
			9	禁止地区における路上喫煙の禁止	●		●(0.2)	
15	五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例(茨城県)	周辺住民等の良好な生活環境を保全することを目的	6	雑草等を除去の命令（勧告のうえ）	●		●(5)	
16	米原市蛍保護条例（滋賀県）	市民等の環境保全意識の高揚および環境教育の充実を図ることを目的	7	保護区域における蛍等の捕獲の禁止	●		●(5)	
17	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例	人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的	14	犬猫を10匹以上飼育する際の届出義務	●		●(5)	
18	神戸市火災予防条例	市民生活の安全を確保するうえで必要な事項を定める	30-2	住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備の設置義務	●		罰則なし	

個人に対して義務を課している条例

1 罰則有り  
(1) 刑罰

	条例名	目的	内容	罰則
1	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的	<p><b>第八条</b> 何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの(以下「監督保護者」という。)が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。</p> <p>二 義務のない行為を行うことを要求すること。</p> <p><b>第九条</b> 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 いいがかりをつけ、又はすごむこと。</p> <p>二 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。</p>	<p><b>第十七条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>一 常習として<b>第八条</b>の規定に違反した者</p> <p>二 <b>第九条</b>の規定に違反した者</p>
2	動物の愛護及び管理に関する条例	県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的	<p><b>第十五条</b> 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) <b>第十五条第1項</b>の規定による届出(特定動物に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者</p>
3	滋賀県琵琶湖等水上安全条例	水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的	<p><b>第十条</b> 船舶の航行による人の死傷もしくは行方不明または物の損壊があつたときは、当該船舶の操船者その他の乗組員は、直ちに負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該船舶の操船者(操船者が死傷する等したためやむを得ないときは、その他の乗組員)は、速やかに警察官に当該航行による事故が発生した日時および場所、当該航行による事故における死傷者等の数および負傷者の負傷の程度ならびに損壊した物およびその損壊の程度ならびに当該航行による事故についてとつた措置を報告しなければならない。</p>	<p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) <b>第十条後段</b>の規定に違反して、航行による事故の発生を警察官に報告しなかつた者</p>
4	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的	<p><b>第十八条</b> 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。</p> <p>(1) たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者</p> <p>(2) 回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者</p> <p>(3) 犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかつた者</p> <p>(4) 夜間に花火をした者</p> <p>(5) 花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者</p> <p>(6) 落書きをした者</p> <p>(7) バーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者</p> <p>(8) プレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者</p>	<p><b>第二十条</b> 第十八条の規定による命令(同条第2号に係る命令を除く。)に従わない者は、10万円以下の罰金に処する</p>
5	○熊本県暴走行為の防止に関する条例	暴走行為の防止に関し、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な事項を定めることにより、暴走行為防止対策の総合的な推進を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的	<p><b>第十条</b> 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(3) <b>第二条第4号イ</b>に掲げる行為</p> <p>(<b>第二条</b> (4) イ 公共の場所(道路を除く。)において、正当な理由なく、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為</p> <p><b>第十一条</b> 何人も、不特定又は多数の者が集合し、又は群がっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、あおり行為をしてはならない。</p>	<p><b>第十三条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <b>第十条第3号</b>の規定に違反した者</p> <p>(2) <b>第十一条</b>の規定に違反した者</p>

(2) 過料

	条例名	目的	内容	罰則
1	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例	県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的	<b>第16条</b> 5 知事は、第14条第1項(何人も受動喫煙防止区域において喫煙をしてはならない。)の規定に違反して、喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は受動喫煙防止区域からの退出を命ずることができる。	<b>2 第16条第5項</b> の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。
2	石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例	白山の活火山地区に登山しようとする者に対して登山の届出を義務付け、登山者による事前準備の徹底を促すこと等により、火山災害による遭難の防止を図ることを目的	<b>第六条</b> 登山者は、白山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が届出事項を規則で定める方法により登山活動団体又は岐阜県若しくは福井県にある行政機関に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。 一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢 二 登山の期間及び行程 三 装備品、飲料水及び食糧の内容 <b>四</b> 緊急時における連絡先 <b>五</b> 携帯電話端末、無線設備その他の通信手段の保有状況 <b>六</b> 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	<b>第八条 第六条第一項</b> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして白山の活火山地区(白山の火口域から二キロメートル以内の区域に限る。)に登山した者は、五万円以下の過料に処する。
3	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的	<b>第十二条</b> 子どもに対し、第二条第二号イからハまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 一 氏名 二 住所 三 性別 四 生年月日 五 連絡先 六 届出に係る罪名 <b>七</b> 刑期の満了した日 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。	<b>第十八条 第十二条第一項又は第二項</b> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。
4	薬物の濫用の防止に関する条例	県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的	<b>第17条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。 (1) 第10条の規定に違反して危険薬物を人の身体にみだりに使用した者	<b>第26条 第17条第1項</b> の規定による警告(同項第1号に係るものに限る。)に従わず、危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用した者は、5万円以下の過料に処する。
5	恩納村海岸管理条例(宮古島市海岸管理条例も同様)	海岸の秩序ある利用を図り、豊かな自然環境を保全し、もって公衆の福祉に寄与することを目的	<b>第7条</b> 海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 法第8条の2第1項各号又は法第37条の6第1項各号に規定する行為(村長が指定した区域に限る。) (2) もり、やす、水中銃等人の身体に危害を及ぼすおそれがある器具を所持して海岸に立ち入る行為(村長が指定した区域に限る。) (3) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他公衆の迷惑となる行為 (4) 物品若しくは飲食物の販売又はビーチパラソル、ボート等の賃貸等の営業行為 (5) 荒天時(台風又は波浪警報が発表されているとき。)に海岸に立ち入る行為 (6) 前各号に掲げるもののほか、公衆の海岸利用を著しく阻害する行為 <b>第8条</b> 海岸において、次に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。 (2) 広告類を掲示し、又は配布する行為	<b>第21条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第7条の規定に違反して同条第2号から第6号までに掲げる行為をした者 (2) 第8条の規定に違反して同条第1項第2号に掲げる行為をした者 (3) 前条の規定による村長の命令に違反した者
6	福井県立ヘリポート条例		<b>第四条</b> ヘリコプターの離着陸または停留のためヘリポートを使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。	<b>第二十条</b> 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。 一 <b>第四条第一項</b> の規定による届出をせずにヘリコプターの離着陸または停留のためヘリポートを使用した者

7	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	市民等の快適で安全な生活, 来訪, 滞在等を確保することを目的	<b>第6条</b> 市民等は, 道路, 広場, 公園その他の公共の場所にみだりにばい捨てをしてはならない。 <b>第9条</b> 市民等は, 路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。	<b>第11条 第6条</b> の規定に違反し, 重点区域内においてばい捨てをした者は, 2万円以下の罰金に処する。 <b>第12条 第9条</b> の規定に違反した者は, 2,000円以下の過料に処する。
8	五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例	周辺住民等の良好な生活環境を保全することを目的	<b>第6条</b> 町長は, 所有者等が前条の規定による勧告に従わず, 空き地が著しく管理不良状態にあると認めるときは, 所有者等に対し, 期限を定めて雑草等を除去するよう命ずることができる。	<b>第11条</b> 第6条の規定による命令に従わない者は, 5万円以下の過料に処する。
9	米原市蛍保護条例	市の豊かな自然環境を象徴する貴重な存在である蛍を保護するため, 市および市民等の責務を明確にし, 活力ある緑豊かなまちづくりを推進するとともに, 市民等の環境保全意識の高揚および環境教育の充実を図ることを目的	<b>第7条</b> 保護区域においては, 次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 蛍の捕獲 (2) カワニナ等の捕獲	<b>第8条</b> 第7条の規定に違反した者は, 5万円以下の過料に処する。
10	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例	人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的	<b>第十四条</b> 犬又は猫の飼養又は保管をする者は, その犬又は猫の数が一の飼養施設において十以上となったときは, 三十日以内に, 飼養施設ごとに, 規則で定めるところにより, 規則で定める書類を添付して, 次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 二 飼養施設の所在地 三 犬又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数 四 犬又は猫の飼養又は保管の方法 五 前各号に掲げるもののほか, 規則で定める事項	<b>第三十五条 第十四条第一項又は第十五条</b> の規定による届出をせず, 又は虚偽の届出をした者は, 五万円以下の過料に処する。

## 2 罰則無し

	条例名	目的	内容	罰則
1	自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的	<b>第13条</b> 自転車利用者は, 自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。	罰則無し
2	神戸市火災予防条例	本市における火災の予防, 人命の危険の防止その他の市民生活の安全を確保するうえで必要な事項を定める	<b>第30条の2</b> 住宅の関係者は, 次条及び第30条の4に定める基準に従って, 次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し, 及び維持しなければならない。 (1) 住宅用防災警報器 (2) 住宅用防災報知設備	罰則無し